

第97期定時株主総会資料

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

計算書類

「個別注記表」

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)



株式会社 **PALTAC**

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- ②内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制については、損失発生 of 未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、C S R 委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- ②通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- ③金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、C S R 推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- ④反社会的勢力による経営活動への関与については、C S R 推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- ②代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
- ③予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ＩＴを活用した効率的な業務を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やＣＳＲ委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- ②公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記(1)から(5)までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- ②監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- ①監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- ③取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ②上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - i. 経営状況
 - ii. 事業遂行状況
 - iii. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
 - iv. 監査部が実施した内部監査の結果
 - v. リスク管理の状況
 - vi. コンプライアンスの状況（内部通報された事実を含む）
 - vii. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
 - viii. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
- ③当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
- ④監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ②監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
- ③当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行の適正性・効率性を確保するための取り組みの状況

取締役会は当事業年度中に14回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに予算の策定等経営上の重要事項について審議し、決定しております。取締役会では議長はもとより、社外取締役も率先して自由闊達で建設的な議論・意見交換に取り組んでおり、迅速かつ適切な意思決定及び取締役相互の監督機能の実効性を確保しております。

②コンプライアンス・リスクマネジメントに対する取り組みの状況

取締役会において、全役員に対しリスクマネジメントの一環としてアンケートを実施してリスクアプローチに基づく当社の重要リスク項目を再認識しております。そのうえで、重要項目である情報漏洩リスクに対しては、体系的な対策とe－ラーニングを活用した社員の教育活動を継続的に実施しております。

情報管理委員会は、セキュリティ対策の取り組みについて、各部門の管理者及び実務担当者へ全体会議を通じて進捗状況の報告、共有を定期的に行い、組織的かつ継続的なセキュリティ強化を図っております。また、地震等の自然災害リスクに対しては、マニュアルに沿った迅速な安否確認、関係部門との連携、情報の一元管理によって物流を保全するBCP体制を構築し、その効果が発揮されております。また、企業不祥事の防止に対しては、監査部が業務監査を継続的に実施してリスクの未然発見、防止に努めております。さらに、財務報告に係る内部統制については、CSR推進本部が内部統制委員会を適宜開催し、統制の維持・整備を進め、監査部がその評価計画に基づきモニタリングして統制システムの実効性を確保しております。

③監査役監査の実効性を確保するための取り組みの状況

監査役会は当事業年度中に14回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な社内会議に出席するほか、代表取締役、取締役、社外取締役との意見交換、主要な事業所の往査、会計監査人との情報交換、及び執行役員等からの業務執行状況のヒアリングと確認を実施し、さらに監査役、監査部、CSR推進本部が定期的に情報交換を行うことにより、監査役監査の実効性を確保しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式、関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
及び関係会社出資金

② その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原
価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ …………… 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの
方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 8～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採
用しております。

(4) 長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | | |
|-------------|------|---|
| (1) 貸倒引当金 | ………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | ………… | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担相当額を計上しております。 |
| (3) 災害損失引当金 | ………… | 災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | ………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 |

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の日次事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、化粧品・日用品及び一般用医薬品等の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額で収益を算定しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定しております。

5. ヘッジ会計の方法

- | | | |
|-----------------|------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | ………… | 繰延ヘッジ処理によっております。
為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ………… | ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引 |
| (3) ヘッジ方針 | ………… | 事業活動に伴う為替相場等変動によるリスクを低減させること、又はキャッシュ・フロー固定化を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | ………… | 為替予約について原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の為替相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。 |

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「助成金収入」は56百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	80,660百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	23百万円
短期金銭債務	1百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	212百万円
仕入高	1百万円
その他の営業費用	95百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	62百万円
-------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	63,553,485	－	553,485	63,000,000
合計	63,553,485	－	553,485	63,000,000
自己株式				
普通株式 (注)2	706,796	1,170,600	553,485	1,323,911
合計	706,796	1,170,600	553,485	1,323,911

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少553,485株は、保有自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加1,170,600株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

普通株式の自己株式数の減少553,485株は、保有自己株式の消却による減少であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	3,079	49	2024年3月31日	2024年5月31日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	3,124	50	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	3,392	利益剰余金	55	2025年 3月31日	2025年 6月2日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	311百万円
賞与引当金	532
貸倒引当金	2
未払経費	272
返金負債	2,234
退職給付引当金	981
投資有価証券評価損	305
減損損失	201
その他	40

繰延税金資産合計	4,881
----------	-------

繰延税金負債

返品資産	△1,719
固定資産圧縮積立金	△3,452
その他有価証券評価差額金	△5,556
前払年金費用	△217
その他	△395

繰延税金負債合計	△11,341
----------	---------

繰延税金資産（負債）の純額	△6,459
---------------	--------

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が220百万円、法人税等調整額が61百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は158百万円減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金には、顧客及び取引先の信用リスクがあります。投資有価証券である株式には、市場価格の変動リスクがあります。営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）5. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先との継続取引に伴う債権について、取引先との密な連携体制や社内債権管理の徹底、さらには取引信用保険の加入等により貸倒発生リスクを抑える活動を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引は、「職務権限規則」に基づいて実行されております。当該実行は海外事業本部が対象としている外貨建金銭債務の範囲内で行っており、毎月金融機関よりデリバティブ取引の実行残高通知を受領し、実績表との突合にて一致の確認を行っております。また、これらの執行、管理状況について社内の監査部門が監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※2）	25,200	25,200	－
資産計	25,200	25,200	－
負債計	－	－	－
デリバティブ取引（※3）	(21)	(21)	－

（※1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収入金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	400
関係会社株式	159
関係会社出資金	126

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,916	—	—	—
受取手形	5,570	—	—	—
売掛金	212,549	—	—	—
未収入金	16,284	—	—	—
合計	304,321	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	25,200	—	—	25,200
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
資産計	25,200	—	—	25,200
デリバティブ取引				
通貨関連	—	21	—	21
負債計	—	21	—	21

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社メディopalホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	4,664円19銭
1 株当たり当期純利益	366円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品分類別に分解した売上高は次のとおりであります。

商品分類別の名称	金額（百万円）
化粧品	281,852
日用品	525,533
医薬品	148,152
健康・衛生関連品	212,329
その他	20,229
顧客との契約から生じる収益	1,188,097

販売先業態別に分解した売上高は次のとおりであります。

販売先業態別の名称	金額（百万円）
ドラッグストア	763,785
ディスカウントストア、スーパーセンター	109,336
コンビニエンスストア	95,214
ホームセンター	84,787
スーパーマーケット	53,131
ゼネラルマーチャンダイジングストア	40,895
輸出、EC企業、その他	40,947
顧客との契約から生じる収益	1,188,097

(注) その他の源泉から生じる収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主に国内外の小売業を主な顧客とし、化粧品・日用品及び一般用医薬品等を販売しております。

当社では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としており、当該履行義務は、主に商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、他の当事者により商品が提供されるよう手配することが当社の履行義務となっている取引については、代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した純額で収益を算定しております。また、当社が返品に応じる義務を負っている取引については、発生しうると考えられる予想返金額を過去の実績を基に算定し、取引価格より控除する方法を用いて収益を算定するとともに、返品されると見込まれる商品の対価を「返金負債」として、商品を回収する権利を「返品資産」としてそれぞれ認識しております。値引き・リベート等を付して商品を販売する取引については、顧客との契約に基づき、約束された対価から当該値引き・リベート等、顧客に支払われる対価を控除した金額により収益を算定しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。